

平成31年度小松市予算書

(2019年度)

一般会計

特別会計

国民健康保険事業

介護保険事業

公債管理

産業団地事業

後期高齢者医療

企業会計

水道事業

下水道事業

国民健康保険小松市民病院事業

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第 1 号	平成31年度小松市一般会計予算……………	1
議案第 2 号	平成31年度小松市国民健康保険事業特別会計予算……………	13
議案第 3 号	平成31年度小松市介護保険事業特別会計予算……………	17
議案第 4 号	平成31年度小松市公債管理特別会計予算……………	21
議案第 5 号	平成31年度小松市産業団地事業特別会計予算……………	25
議案第 6 号	平成31年度小松市後期高齢者医療特別会計予算……………	29
議案第 7 号	平成31年度小松市水道事業会計予算……………	33
議案第 8 号	平成31年度小松市下水道事業会計予算……………	37
議案第 9 号	平成31年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算……………	41

一 般 会 計 予 算

議案第1号

平成31年度小松市一般会計予算

平成31年度小松市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,580,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月25日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		16,720,000
	1 市民税	8,000,000
	2 固定資産税	6,790,000
	3 軽自動車税	281,000
	4 市たばこ税	670,000
	5 入湯税	46,000
	6 都市計画税	933,000
2 地方譲与税		358,000
	1 地方揮発油譲与税	96,000
	2 自動車重量譲与税	240,000
	3 森林環境譲与税	12,000
	4 航空機燃料譲与税	10,000
3 利子割交付金		32,000
	1 利子割交付金	32,000
4 配当割交付金		70,000
	1 配当割交付金	70,000
5 株式等譲渡所得割交付金		65,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	65,000
6 地方消費税交付金		2,170,000
	1 地方消費税交付金	2,170,000
7 ゴルフ場利用税交付金		57,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	57,000
8 自動車取得税交付金		60,000
	1 自動車取得税交付金	60,000
9 環境性能割交付金		20,000
	1 環境性能割交付金	20,000

款	項	金 額
		千円
10	国有提供施設等所在市助成交付金	300,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	300,000
11	地方特例交付金	537,000
	1 地方特例交付金	97,000
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	440,000
12	地方交付税	6,530,000
	1 地方交付税	6,530,000
13	交通安全対策特別交付金	14,000
	1 交通安全対策特別交付金	14,000
14	分担金及び負担金	151,788
	1 分担金	17,732
	2 負担金	134,056
15	使用料及び手数料	603,947
	1 使用料	396,762
	2 手数料	207,185
16	国庫支出金	7,043,868
	1 国庫負担金	4,568,730
	2 国庫補助金	2,428,971
	3 国庫委託金	46,167
17	県支出金	3,163,435
	1 県負担金	2,081,795
	2 県補助金	809,168
	3 県委託金	272,472
18	財産収入	192,384
	1 財産運用収入	30,527
	2 財産売却収入	161,857

款	項	金 額
19 寄附金		千円 222,896
	1 寄附金	222,896
20 繰入金		952,448
	1 基金繰入金	952,448
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		544,333
	1 延滞金, 加算金及び過料	30,004
	2 預金利子	92
	3 貸付金元利収入	150,177
	4 雑入	354,060
	5 受託事業収入	10,000
23 市債		4,771,900
	1 市債	4,771,900
歳 入 合 計		44,580,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	333,169
	1 議会費	333,169
2	総務費	3,667,137
	1 総務管理費	2,990,901
	2 徴税費	340,417
	3 戸籍住民基本台帳費	148,215
	4 選挙費	141,545
	5 統計調査費	18,058
	6 監査委員費	28,001
3	民生費	15,270,941
	1 社会福祉費	6,935,875
	2 児童福祉費	7,462,367
	3 生活保護費	872,699
4	衛生費	2,741,102
	1 保健衛生費	857,486
	2 環境対策費	1,192,170
	3 水道費	56,527
	4 病院費	634,919
5	労働費	17,221
	1 労働諸費	17,221
6	農林水産業費	995,737
	1 農業費	695,300
	2 林業費	257,146
	3 水産業費	43,291
7	商工費	1,307,803
	1 商工費	1,307,803

款	項	金額
8	土木費	千円 6,293,403
	1 土木管理費	112,790
	2 道路橋りょう費	1,400,471
	3 河川費	259,032
	4 都市計画費	1,527,496
	5 下水道費	2,296,821
	6 飛行場費	565,177
	7 住宅費	131,616
9	消防費	1,199,492
	1 消防費	1,199,492
10	教育費	6,856,594
	1 教育総務費	732,977
	2 小学校費	1,101,574
	3 中学校費	271,270
	4 高等学校費	508,964
	5 社会教育費	1,401,174
	6 保健体育費	861,650
	7 大学費	1,978,985
11	災害復旧費	1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12	公債費	5,887,400
	1 公債費	5,887,400
13	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		44,580,000

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
ごみ処理管理費	平成32年度	97,000
小松加賀衛生センター し尿処理施設改築負担金 (平成31年度分)	平成32年度	6,004千円に負担金割合の変更に伴う額を増減した額
安宅の関整備費	平成32年度	60,000
幸八幡線整備費	平成32年度	200,000
学習等供用施設建設費	平成32年度	103,000
松東みどり学園整備費	平成32年度	929,000
芦城センター改修費	平成32年度	216,000

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民センター改修費	3,400	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
私立認定こども園・保育所施設整備費	42,700			
保育所等改修費	1,200			
児童センター施設整備費	16,400			
福祉バス購入費	3,600			
シルバー人材センター移転整備費	30,900			
エコロジーパークこまつ管理運営費	24,300			
土地改良費	37,100			
県営土地改良費	57,400			
水利施設改修費	6,400			
県単林道整備費	3,400			
林道整備費	4,600			
県営広域基幹林道整備費	9,900			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北谷線開設費	23,900	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
遊泉寺銅山跡整備費	8,500			
安宅の関整備費	17,100			
江戸古民家の里創生費	47,700			
スキー場整備費	281,900			
道路橋りょう整備費	448,700			
県営道路改良舗装費	22,500			
都市排水路整備費	78,300			
小松駅ターミナルプラン推進費	8,900			
北国街道無電柱化整備費	153,400			
(仮称)栗津温泉交流広場整備費	4,700			
北陸新幹線建設推進費	135,000			
街路整備費	128,200			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営街路整備費	81,000	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
公園施設 リニューアル費	12,600			
安宅公園 リニューアル整備費	4,900			
安宅新地区 土地区画整理費	75,000			
学習等供用施設建設費	42,300			
基地周辺道路整備費	46,500			
市営住宅住戸改善費	18,100			
消防資機材整備費	1,500			
消防団ポンプ車購入費	2,700			
防災行政無線運営費	3,800			
急傾斜地崩壊対策費	2,100			
小学校校舎等改修費	98,400			
松東みどり学園整備費	323,700			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校校舎等改修費	12,700	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
市立高校改修費	33,200			
尾小屋鉦山資料館管理運営費	9,200			
芦城センター改修費	82,000			
体育施設整備費	19,200			
公立小松大学施設整備費	702,900			
臨時財政対策債	1,400,000			
減収補填債	200,000			
計	4,771,900			

国民健康保険事業特別会計予算

議案第2号

平成31年度小松市国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度小松市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,472,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月25日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険税	2,058,000
	1 国民健康保険税	2,058,000
2	県支出金	7,486,212
	1 県補助金	7,486,211
	2 財政安定化基金交付金	1
3	財産収入	520
	1 財産運用収入	520
4	繰入金	893,074
	1 一般会計繰入金	696,920
	2 基金繰入金	196,154
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	34,693
	1 延滞金, 加算金及び過料	21,002
	2 雑入	13,691
	歳 入 合 計	10,472,500

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	142,190
	1 総務管理費	142,030
	2 運営協議会費	160
2	保険給付費	7,262,130
	1 療養諸費	6,287,300
	2 高額療養費	944,620
	3 移送費	110
	4 出産育児諸費	23,100
	5 葬祭諸費	7,000
3	国民健康保険事業費納付金	2,832,800
	1 医療給付費分	2,028,500
	2 後期高齢者支援金等分	575,800
	3 介護納付金分	228,500
4	保健事業費	207,523
	1 特定健康診査等事業費	73,023
	2 保健事業費	134,500
5	基金積立金	516
	1 基金積立金	516
6	公債費	1,000
	1 公債費	1,000
7	諸支出金	26,341
	1 償還金及び還付加算金	10,901
	2 繰出金	14,940
	3 第三者行為求償事務手数料	500
	歳 出 合 計	10,472,500

介護保険事業特別会計予算

議案第3号

平成31年度小松市介護保険事業特別会 計予算

平成31年度小松市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,058,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成31年2月25日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	介護保険料	2,358,000
	1 介護保険料	2,358,000
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	国庫支出金	2,196,012
	1 国庫負担金	1,681,001
	2 国庫補助金	515,011
4	支払基金交付金	2,613,131
	1 支払基金交付金	2,613,131
5	県支出金	1,453,036
	1 県負担金	1,373,676
	2 県補助金	79,360
6	財産収入	212
	1 財産運用収入	212
7	繰入金	1,437,604
	1 一般会計繰入金	1,437,604
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	3
	1 延滞金, 加算金及び過料	1
	2 雑入	2
	歳 入 合 計	10,058,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	127,155
	1 総務管理費	73,455
	2 介護認定審査会費	53,700
2	保険給付費	9,399,000
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	9,392,000
	2 その他諸費	7,000
3	地域支援事業費	510,177
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	279,257
	2 包括的支援事業費	169,700
	3 任意事業費	61,220
4	基金積立金	17,067
	1 基金積立金	17,067
5	公債費	600
	1 公債費	600
6	諸支出金	4,001
	1 償還金及び還付加算金	4,001
	歳 出 合 計	10,058,000

公債管理特別會計予算

議案第4号

平成31年度小松市公債管理特別会計予算

平成31年度小松市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,000,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月25日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1 繰入金		5,884,400
	1 一般会計繰入金	5,884,400
2 市債		3,116,100
	1 市債	3,116,100
	歳入合計	9,000,500

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		<div style="text-align: right;">千円</div> 9,000,500
	1 公債費	9,000,500
	歳 出 合 計	9,000,500

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債管理借換債	3,116,100	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	3,116,100			

産業団地事業特別会計予算

議案第5号

平成31年度小松市産業団地事業特別会 計予算

平成31年度小松市の産業団地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ371,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月25日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	財産収入	310,000
	1 財産売却収入	310,000
2	市債	61,500
	1 市債	61,500
	歳 入 合 計	371,500

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	産業団地造成費	61,500
	1 団地造成費	61,500
2	公債費	310,000
	1 公債費	310,000
	歳 出 合 計	371,500

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備費	61,500	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	61,500			

後期高齡者医療特別会計予算

議案第6号

平成31年度小松市後期高齢者医療特別 会計予算

平成31年度小松市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,522,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月25日提出

小松市長 和田 慎 司

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	1,131,000
	1 後期高齢者医療保険料	1,131,000
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	繰入金	339,309
	1 一般会計繰入金	339,309
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	51,689
	1 延滞金, 加算金及び過料	10
	2 償還金及び還付加算金	2,100
	3 雑入	49,579
	歳 入 合 計	1,522,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	24,675
	1 総務管理費	24,675
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,433,824
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,433,824
3	諸支出金	63,501
	1 償還金及び還付加算金	2,101
	2 保健事業費	61,400
	歳 出 合 計	1,522,000

水道事業会計予算

議案第7号

平成31年度小松市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度小松市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	43,279戸
(2) 年間総給水量	13,014,000m ³
(3) 一日平均給水量	35,655m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		2,711,500千円
第1項 営業収益		2,368,535千円
第2項 営業外収益		342,933千円
第3項 特別利益		32千円
	支	出
第1款 水道事業費用		2,341,900千円
第1項 営業費用		2,273,857千円
第2項 営業外費用		65,960千円
第3項 特別損失		2,083千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,857,200千円は過年度分損益勘定留保資金189,313千円，当年度分損益勘定留保資金567,546千円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額130,341千円，減債積立金10,000千円，建設改

良積立金300,000千円及び震災対策積立金660,000千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		145,100千円
第1項 水道負担金		90,607千円
第2項 企業債		9,900千円
第3項 固定資産売却代金		110千円
第4項 補助金		35,000千円
第5項 出資金		9,483千円
	支	出
第1款 資本的支出		2,002,300千円
第1項 建設改良費		1,741,214千円
第2項 企業債償還金		261,086千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道 事業債	9,900	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	9,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 167,951千円

(2) 交際費 195千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、47,044千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,812千円と定める。

平成31年2月25日提出

小松市長 和田慎司

下水道事業会計予算

議案第8号

平成31年度小松市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度小松市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	29,140戸
(2) 年間総排水量	8,700,615m ³
(3) 一日平均排水量	23,837m ³
(4) 主な建設改良事業	
(ア) 未普及解消事業費	659,000千円
(イ) 水質保全事業費	149,712千円
(ウ) 地震対策事業費	50,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,185,000千円
第1項 営業収益		2,658,202千円
第2項 営業外収益		1,526,098千円
第3項 特別利益		700千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		4,176,000千円
第1項 営業費用		3,370,854千円
第2項 営業外費用		801,361千円
第3項 特別損失		3,785千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,783,000千円は過年度分損益勘定留保資金531,962千円, 当年度分損益勘定留保資金1,189,519千円, 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,519千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		2,770,300千円
第1項 企業債		2,194,450千円
第2項 国庫補助金		125,500千円
第3項 県補助金		71,606千円
第4項 出資金		260,027千円
第5項 固定資産売却代金		82千円
第6項 長期貸付金償還金		17,511千円
第7項 負担金		98,124千円
第8項 基金繰入金		3,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		4,553,300千円
第1項 建設改良費		967,775千円
第2項 企業債償還金		3,562,875千円
第3項 投資		22,650千円

(企業債)

第5条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	536,300	普通貸借又は	5.0%以内(ただし, 利率見直し方	借入先の融資条件による。ただし,

流域下水道 事業債	23,300	証券発 行	式で借り入れる資 金について、利率 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	財政の状況により 償還年限を短縮し 、繰上償還をなし 、又は借換えをす ることができる。
農業集落 排水事業債	154,300			
下水道事業 借換債	313,550			
資本費 平準化債	958,300			
下水道事業 特例債	208,700			
計	2,194,450			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項投資に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 111,519千円

(2) 交際費

30千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は355,031千円である。

平成31年2月25日提出

小松市長 和田 慎 司

国民健康保険小松市民病院事業会計予算

議案第9号

平成31年度国民健康保険小松市民病院 事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		340床
(2) 入院患者数	延	98,928人
一日平均		270人
(3) 外来患者数	延	186,346人
一日平均		772人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		8,410,000千円
第1項 医業収益		7,703,837千円
第2項 医業外収益		706,163千円
	支	出
第1款 病院事業費用		8,360,000千円
第1項 医業費用		8,284,133千円
第2項 医業外費用		75,867千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額133,000千円は過年度分損益勘定留保資金

26,516千円,当年度分損益勘定留保資金103,441千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,043千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	919,000千円
第1項 企業債	627,300千円
第2項 負担金	287,884千円
第3項 固定資産売却代金	1,116千円
第4項 補助金	2,700千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,052,000千円
第1項 建設改良費	630,000千円
第2項 企業債償還金	420,337千円
第3項 投資	1,663千円

(企業債)

第5条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良資金	627,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし,利率見直し方式で借り入れる資金について,利率見直しを行った後においては,当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし,財政の状況により償還年限を短縮し,繰上償還をなし,又は借換えをすることができる。
計	627,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(2) 医業費用と特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,410,868千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第9条 国民健康保険事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

国民健康保険調整交付金 14,940千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	器械備品	結石破碎装置	一式

平成31年2月25日提出

小松市長 和田 慎 司